

氏 名：大 川 美千代

学 位 の 種 類：博士（看護学）

学 位 記 番 号：甲 第 7 1 号

学位授与年月日：平成 2 9 年 3 月 1 5 日

学位授与の要件：学位規則第 4 条第 1 項該当

論 文 題 目：近代日本における死と看取りの変遷：

明治期から昭和初期に焦点をあてて

Changes in Death and End-Of-Life Care from the Meiji Period
to the Early Showa Period in Modern Japan

論文審査委員：主査 守 田 美奈子

副査 高 田 早 苗（正研究指導教員）

副査 小 宮 敬 子（副研究指導教員）

副査 田 村 由 美

副査 川 原 由佳里

論 文 内 容 の 要 旨

【研究の背景と目的】

日本では 2016 年には総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が 25.1%となった。高齢化により医療や介護を必要とする人々は必然的に増加し、全死亡の 8 割が病院や施設で死を迎えている現状がある。高騰する社会保障費対策として、政府は在宅療養を強力に推進しているが、これまでの経緯から地域での看取りには様々な困難があるであろうことが指摘されている（新村, 1998）。

これまで死のタブー視に関する Aries（1975/1983）の研究や死の医療化に関する Illich（1976/1979）の研究によって、死についての語りが消え、医療の介入なしにひとが死ぬことが難しくなった歴史が解明されている。また 19 世紀には西洋で正規の教育を受けた看護婦が看取りを行なったこと（Nolte, 2009）、同時代の日本では明治期の仏教看護の崩壊、臨終の場への医師の立ち会い、伝染病の流行によって死と看取りが変容したこと（小稗, 2007）、また戦前までは家庭看護書にも職業看護に匹敵する内容が記されていたが戦後は終末期ケアに関する情報が少なくなったことが明らかにされている（大出, 2013）。

本研究では、明治期から日中戦争が始まる前の昭和初期までの死と看取りの変遷を明らかにすることを目的とした。西洋の看護婦養成に倣って、日本で近代的な看護婦養成が始まったこの時期に、人びとがどのように死に向き合ってきたのか、瀕死の状態と死をどのように見極め、遺体をどう扱ったのか、どのような看取りが行なわれ、看護婦と家庭の女性には何が期待されていたのか、医師はどのように死と看取りに関わったのか。以上の課題について時代とともに変化していったプロセスを探求することにした。

【研究方法】

社会史研究。対象とする時代は明治維新が行われた 1868（明治元）年から日中戦争勃発前の 1937（昭和 12）年までとした。史料は、行政資料と統計資料の他、看護テキスト、家庭向け看護書、家政学書、女性雑誌、新聞記事を対象とした。補足としてこの時代に書かれた小説、随筆、ルポタージュなどのうち、事実に基づいて書かれたと思われる作品を対象に含めた。まだ看取りは家族を中心に行われていたため、看護婦による看取りと併せて一般家庭で女性が行っていた看取りに関するものも含めた。

史料分析では対象期間における人びとの死と看取りの実態を、それらに影響を及ぼした要因のもとに解釈し、時代を通じて死と看取りに関する内容に変化が見られた期間を区切り、それぞれの期間に特徴に応じたテーマをつけ、記述した。これらの解釈の過程においては誤読や解釈の飛躍を避け、史実の解釈における妥当性と信頼性を確保するよう、研究指導教員のスーパーバイズを受けながら実施した。

本研究で収集する史料は、著作権を遵守して史料を所蔵する各施設・機関の規則に則り取り扱った。

【結果】

死と看取りの変遷は、その特徴に応じて 3 つの区分に分けられ、その前史である「家長の責任としての死と看取り」、「法整備や伝染病対策によって変容する死と看取り」、「生活の中での死と看護婦／一般家庭の女性に求められた看取り」、「医療の介入により死にゆく人から離れ始める死と看取り」の 4 つの区分のもとに記述された。

A. 家長の責任としての死と看取り（前史としての江戸時代における死）

看取りは自宅で、家長を中心とした家族により行われた。覚悟のできていない病人には告知をせず、家族は死にゆく人のそばを片時も離れず、交代で寝ずの看病を行って、最期の看取りでは嘆き悲しむことなく、静かに死を見守った。

B. 法整備や伝染病対策によって変容する死と看取り（明治元年-明治 27 年）

戸籍法の整備、医師による死亡届の義務付け、伝染病対策としての避病院の設立と埋葬法の制定などの近代的な制度によって死と看取りは変容していった。正規の看護教育が始まったが卒業看護婦の数は少なかった。看護テキストには医師が不在の場合の死の徴候の観察や伝染病対策としての遺体の処置が掲載されるとともに、死に際しては臨終を妨げず、安らかに終命させる看護の重要性が示され、後の看護テキストに引継がれた。

C. 生活の中での死と看護婦／一般家庭の女性に求められた看取り（明治 28 年-明治 45 年）

派出看護婦が増加し、伝染病が猛威を振るう中、死と看取りに立ち向かった。中等女子教育に死と看取りの内容が採り入れられ、一般家庭の女性に自宅で死を看取る覚悟と知識が求められた。個人として死に向き合い、自分の言葉で死について語る人も現れた。彼らが重要としたのは医療よりはむしろ看護の良し悪しであり、看護を担う女性には病人の心情を察し、闘病生活を支えることを期待した。臨終では周囲が嘆いたり引き止めたりせず、病人が死を遂げるのを静かに見守る厳かな死の看取りが行われた。

D. 医療の介入により死にゆく人から離れ始める死と看取り（大正元年-昭和 12 年）

医師と看護師が増加するなかで、無医村では医療を受けることなく死を迎える状況がある一

方で、ひとの死への医療の介入が見え始めた。本人や家族が死を覚悟しつつある場面に医師が登場し、医療介入を勧め、家族も延命の可能性に賭けるという考えを受け容れていった。看護書における死と看取りの記述は、家庭での実際をふまえた内容となり普及した。死にゆく人にとっての看護の重要性に変わりはないと考えられるが、医療の背後に隠れ、前の時代よりも見えにくくなった。

【考察】

1. 時代とともに覆い隠される死の主体

明治の初期から中期はまだ医療は発展途上にあり、ひとたび急性感染症が発生すると有効な治療法もなく、多くは死に至った。人びとは医療に頼らず、個人として死を向き合い、あるいは家族一体となって看病をしたと考えられる。大正期から昭和期にかけて医療技術が進歩すると、医師は終末期の医療を提案し、家族もそれを受け入れるようになった。医療の発展は人びとにとって福音となったが、同時に医療への依存を高め、苦痛に対処し、死と向き合う力を無力化していった。死のタブー視は以前から存在したが、医療の発展によりさらにその傾向を強めたと考えられた。

2. 家庭の主婦や女性による看取り

明治中期から昭和期にかけて、病人の看病や死の看取りは女性の役割となった。家庭での看病は容易なものではなかったが、看病の日々を経て、終着点となる死の瞬間には、死は避けられないものと覚悟し、静かに息をひきとるのを見守った。家族は療養生活の中での病者の変化から死を悟り、宇宙の秩序の一つとあきらめをつけ、死後も故人とつながっている感覚を持ち続けることで自分を慰め、別れを受け容れたと考えられた。

3. 死にゆく人と家族にとっての看護

今日では終末期の遅い時期まで治療が行なわれている現状があり、治療の中止や緩和への移行は、それまで治療に希望を見出してきた患者家族にとって死を意味し、あるいは医療者から見放されると抵抗感を抱くものも少なくない。本研究の結果から、医療や誰かの世話を必要とするようになってから死を迎えるまでの長期の視点にたった看護とともに、医療技術は死にゆく人にとって最も妨げとなる身体的な苦痛を和らげはするが、それだけでは「安然の終命を遂げさせる」ことはできないという認識のもとに、死にゆく人に寄り添う看護を行なっていくことが求められていると考察した。

論文審査の結果の要旨

明治期から昭和初期までの死と看取りをテーマに、社会史のアプローチを用いて幅広く史資料を収集し、人々の死への向き合い方、看護婦や一般家庭の女性による看病と看取り、医療の介入による死と看取りの変化、そのなかで受け継がれてきた看取りの看護の本質を探求するという意欲的な研究である。

特に当時の人々が行っていた看護を知ることができる一次資料が入手困難ななかで、さまざまな情報源を用いて死と看取りの実態を把握しようと試みたこと、明らかになった死と看取りを当時の制度や社会背景のもとに解釈し、その意味を明らかにしようとした努力は評価できる。しかし本研究の限界と課題でも述べられているように、資史料の入手困難性や、この時代であっても死や看取りについて語り、記せる場は多くはなかったと考えられることをふまえ、研究結果を理解する必要がある。

序論で述べられた研究疑問に沿って、研究結果が記述され、考察が行なわれており、論理一貫性をもって展開されている。引用されている史資料は、読解困難な文字や硬質な文体文調のものが含まれているが、研究者による丁寧な解説と本論との関連における説明が行なわれている。時代の流れを3つに区切った根拠を示すとともに、隣り合った期間でオーバーラップしている点も多く、読みやすくする工夫が必要である。

考察では、この時代における死と看取りの変化の意味について、現代の終末期医療の諸問題と対比しながら議論が展開されている。家族や人々の価値が多様化した現在では、この時代のような厳粛な死の看取りは難しいが、日本人が伝統として引き継いできた一つの価値であり、あくまでも死にゆく本人を尊重した死という意味において看護固有の価値とも一致する。また患者家族の療養生活の視点に立ったコミュニケーションとともに、死までの日々を寄り添い、看取り、死後もひとりの人格として尊重し、接する看取りの看護の重要性についてさらに考察を深められることが期待される。

現代では緩和医療の発展もあり、以前よりは患者の権利を擁護し、医療の場で患者が主体性を発揮できる関わりが行なわれるようになった。その一方で、終末期の遅くまで積極的な治療が行なわれ、緩和ケアへの移行が難しい状況も存在する。考察での議論には、本研究が昭和初期以降の死と看取りを扱っていないことによる限界も見られるが、それについては将来の研究課題と考える。

本博士学位論文審査会では、学位規程第3条により、審査の結果、博士（看護学）の学位論文として「合格」と判定した。その後、最終試験を行い、「合格」と認めた。